

平成21年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成21年12月22日
新宿区議会

辻山座長 それでは、おそろいようですので、第22回になりますね。検討連絡会議を始めさせていただきます。

本年最後の検討連絡会議ということになります。区民検討会議はまだ何回か残っていると聞いていますけれども、そういうことですので、早速配付資料の確認からさせていただきます。

では、事務局のほう。

事務局 それでは、事務局から配付資料の説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

次第をめぐっていただきまして、資料1、条例に盛り込むべき事項：三者案比較表ということで、区分A、2枚目が区分B、3枚目が区分Eが左端でとじられてお配りしております。

続きまして資料2が条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）区分Bということでお配りしております。こちらのほうは前回配付した資料と同じです。

続きまして、資料3、条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）区分A、2枚ものがお配りしております。

それから、資料4、条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項ということで、3ページ目、5分の3をお開きください。

前回、21回で議論されたことにつきましては、この3ページ目のところで記述がございます。今までそれぞれ区民、議会、行政、共通ということで、それぞれ表記してきましたが、前回調整案の合意事項がございましたので、下段の2つの項目、「安全で安心して暮らす権利」、「学ぶ権利」はペンディングとして、引き続き議論していくということと、3つの権利については、書き込むことで合意したということで、今後合意された事項につきましては、このような表記の仕方記録していきたいというふうに思っています。

そして、資料5、中間報告会概要（案）ということで、前回の副座長会を受けまして、事務局でその副座長会の内容を反映した形でつくらせていただきました。後ほど資料5につきましては、事務局から御説明させていただきます。

最後に資料6、検討連絡会議の開催概要、前回の開催概要になっております。

以上が本日の配付資料です。

辻山座長 ありがとうございます。

資料についてはよろしいですね。

それでは、早速中身の議論に入りたいと思いますが、きょうは大きく分けて2つございます。

1つは区民の権利及び責務のところ、これを前回から引き続き詰めていくという作業、それから区分Aの条例の基本的な考え方について、三者案の調整表が出ていますので、これをもとにして、どういう項目で書いていくかということ議論していく。そして、大きな区分けでもう一つは区分のFというところで、地域自治のありようについて、きょうはペーパーが出ておりませんので、それぞれの検討状況について御報告をいただいて議論をすると、こういうことでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、最初に区民の権利と責務についてですが、先ほど5分の3ページというところで、赤字で書かれたところの紹介がありましたけれども、前回はおおむね3つの権利については書き込むということで合意ができ上がったと思われます。区政に関する情報を知る権利、公共サービスを受ける権利、区政に参加する権利という、この3つについてはおおむねいいだろうと、ただし表現その他についてはまだ確定はしていないということでございます。安全安心して暮らす権利、学ぶ権利はペンディングということで、なお検討していただく。

こういうことでございますけれども、以上の緩やかな合意案について御意見があれば、きょう再びそこから始めていきたいと思っております。

どなたからでも御意見、質問があればどうぞ。

よろしいですか。

よろしいですか、これで。

高野委員 前回、12月17日に開催されまして、そのときに修正がございました。その修正はこの資料1の2枚目の部分でございます。その三者比較表の区分Bをごらんいただいて、従前の報告においては、区民は知る権利を有すると記されています。知る情報の内容を明記する文言及び

情報を共有する文言を盛り込むことについては、引き続き検討させていただいておりましたが、前回の区民検討会議において、「区民は、知る権利を有し、区政に関する情報を共有する」というふうに修正いたしました。それで、「区政に関する情報を共有する」という文言を追加した趣旨としては、区民の権利としての知る権利をさらに進めるということで、権利を行使して、情報の提供を受けるということだけでは十分とは言えず、区政に関する情報は区民、行政、議会と共有することが必要という理由から、そういう形をしました。

じゃ、具体的にというと、区民が区政への積極的な参加を保障するためには、行政、議会は区政に関する情報を提供する責務を負い、その情報提供の仕方を含め、区民が求めなくても区民に知らしめる役割を負い、また地域における課題などについても、その情報収集に努め、区政に関する情報は相互に共有すべきということから修正した内容です。

これは第三者案比較表の区分Bの区民検討案で示されている学ぶ権利にも通じるところがあり、今後この検討連絡会議でペンディングとされているほかの権利とあわせて三者の調整案としてどのように反映してもらおうべきか、区民検討会議で引き続き検討していきたいと考えていますという状況であります。

辻山座長 はい、わかりました。

そのようなことをまた区民検討会議で議論されているようでございますけれども、これについてはどうですか。

議会、行政のほう、御意見があれば伺いたいと思いますが。

私の率直な感想で言うと、ここにメモ書きもありますけれども、確かに「知る権利を有し」というと相当広げたなという、広げたことの功罪はあるかもしれないなという気がしていますが、ちょっと自信がありません、どういうデメリットがあるか。単純に言えば、国政に関する情報を知らさせないからといって、この条文で戦えるかどうかということ、そうはならないだろうと思いますね。そういう限度はありそうだなという気はいたしますが、知る権利そのものも相当成熟した概念になりつつあるので、そんな論争にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

そうしますと、これは御意見がなければ、情報を共有するという情報の共有という観点といいましょうか、を入れていくということで、おおむね異論がないというふうに受け取ってよろしいですか。

具体的な文言は並びがどうかというのはございますけれども、それでは一応三者調整案、調整としては、知る権利と区政に関する情報の共有ということとを並列して並べるという角度ということで一応ここで合意を取りつけておきましょう。

それから、そのほかございますか。もっと追加すべき権利あるじゃないかと、これは公共サービスという概念についてはどうですか、議論が煮詰まりましたか、少しは。区民検討会議のほうは、特にここで定義をがちょっとやっておかないという趣旨のメモですね、これね。

特別にその文言についても異論なり、訂正なりがなければ、一応この3つを、どうぞ。

藤牧委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、前回の資料4の合意で赤書きになっている5分の3ページの下なんです、今の知る権利というのは、前回のところでは括弧はついてますが、区政に関する情報を知る権利で、これはこのとおりで今回区政に関する情報を共有する権利というのがこれに追加されるという理解でいいのか、それとも区政に関する情報をとというのがなくて、知る権利になって、それでプラスして区政に関する情報は、共有するという、そういう内容なのか、ちょっと細かい話なんです、たしか前回のとき知る権利といった場合に、そういう区政以外の他人の情報というんでしょうか、そういう個人情報も知る権利に含まれる、含まれない云々というような、ちょっと議論があったようなんですけれども、その辺の上の修飾がついているという理解でいいのか、区民検討会議のこの案の中で「区民は知る権利を有し」となっているところの前段に、前回合意した区政に関する情報をとということがそれは取ってという趣旨なのか、ちょっとその辺がわからなかったの、教えていただけたらなと思ったんですけれども。

辻山座長 お願いします。

高野委員 知る権利ということは、知る権利ということで、まず1つ掲げていただくと。

それと、あといろいろな形で、例えばさっき項目を話したような形で、地域の課題解決に当たっての情報だとか、それに関する情報だとかということで、それを教えてよねというか、知る権利があるとか、教えてよねというふうに、お互いにそれを情報を出し合って、やはり相互で共有

し合って、それでお互いに解決していくという形を望んでおりますので、だから意味合いから言うと、この中から考えると、2つに分かれるような感覚では自分ではいます。それは皆さんのほうでちょっと御確認していただきたいんですけども、どうでしょうか。

辻山座長 どうですか。

はい、どうぞ。

あざみ委員 区政に関する情報を共有するという事は、区政に関する情報を知るということを発展的に考えれば、私はありかなと思うんですが、知る権利に何を知る権利なのかというのが前回議論されたような気がしまして、この上のほうを読むと、議事録的に共通というところを見ると、それを議論したんですよね。ちょっと今ちょっとゆっくり思い出しましたけれども、そうするとまたもとの議論に戻るといえることですか、それはないんですか。ここで言う資料1のここで書かれている「区民は知る権利を有し」の「知る権利」というのは、区政に関するというふうに考えていいんですか、それとも前回に戻って、また全くオープンな知る権利という意味での書かれようなのか。

高野委員 大変討議していて悩ましい部分が個人情報に関してはあります。むしろ何でもオープンにしろということはないと。それはいわゆる変な言葉で言えば、一般常識的な追及というか、それはないと。ただし、余りきれいな言葉で言ってもわからないので、単刀直入に言うと、要するに何でも知りたいと、だけれども今までは知るという形の権利があったとしても、どういう手だてで情報をとればいいのかもよくわからない。だから、知るためにはとりあえず権利があるんだよということを伝えて、それから情報を一緒に共有しませんかというところが趣旨ではないかなというところで、区民の意見として考えていただければと思うんですけども。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 少しおっしゃっている意味はわかりました。何でも知りたいと、当然区民側に立てば何でも知りたいと。しかし、これは条例ですから、その上の個人情報保護法とか、そういったそれよりも上位に位置する法律で、制限があるものに関しては、当然それは縛りがあるわけだからできないということですよ。そういう意味でおっしゃっているということは、わかりました。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 5分の3ページなんですけれども、この上から4行目に「また」として、その後「区政情報に関する権利」としたときに、少し狭まらないかという議論も必要だと、このことに対する回答として出てきたのが今言われたもの、知る権利とその共有だと思うんですけども、そうじゃないですか。後半のだけ、区政に関する情報を共有する権利だけにとどめたら、この問題で、区政情報に関する権利としたときに、少し狭いと、だからその前に知る権利を置いたんだというふうに解釈したんですけども、違うんですか。

加賀美委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、区政情報以外についての情報、区政情報以外の情報というのを知る権利というのは、何か想定しているんですか。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 その点が一応権利の部分で、区政情報ってどこまでだという話が区民サイドでも話し合いがありました。

そうすると、じゃ、区政という中には教育委員会の問題、それから選挙管理委員会だとか、人事委員会だとか、そういうのいろいろありますよね。そういうふうな区政というふうな意味合いのものが全部包括されているということを確認できたことによって、それ以外のことという問題点は個人情報とか、その辺がそれはないよねというところまで話し合いはされてきたと。だから、以外のものというのが当初はいっぱいもっとあるんじゃないかというふうにみんなが思ったんですけども、意外と話してみると区政情報だけで、結構終わってしまった部分で、それで区民サイドも納得したというか、よし、わかったということで、それで区政情報に関する情報を共有しようよということになったという状況であります。

加賀美委員 区政情報というと、かなり広い意味合いだと思うんですね。行政の情報、それから議会で持っている情報、あるいは行政委員会の情報と、これは広く区政情報というふうに言えると思うんですけれども、だとすれば区政情報以外の情報というと、ほとんど個人情報とかというようなものになるんじゃないのかなという気がしてならないんですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 自分たちが選んだ議員、それから区長、そしてその区長のもとで働いている地方公務員、新宿の。この人たちは立場上、プライバシーといえどもある程度は知られなきゃいけない面を持っていますよね、倫理的な面だとか、いろいろ。その問題を区政に関するかどうかという問題だと思うんですよ。

今まで一般概念では、それは個人の問題でしよう、あの議員があそこをどうだこうだ、あるいはあの課長がどうだこうだというのは、区政に関する情報とは違うでしょうという面が出ると思うんですよ。そういうことを考えたら、知る権利でそこも知らせてもらいたい。大事なことなんだと、自分が選んだ議員なり区長なんだから、かわいい課長なんだからということだと僕は思うんですけれども、感じとしては。

辻山座長 あとまた一般的に考えられるのは、地域に所在しているさまざまな例えば土地の所有情報とか、これはそこは再開発されるぞ、再開発といえば区政情報になりますけれども、どうやら売り払って、民間会社がでかいのを建てるらしいというような情報は、わりかし、いち早く欲しい情報というような分野があり得るのですけれども、そのときにその情報を権利として手に入れる手だては何かということが次に問題になるんですね。知りたいんだけど、ただこれまで議論されてきたように、実際に知る権利というふうに大きく広げたんだけど、具体的にはさまざまな形で法的な規制とかというものがあって、実はそんなに知られ得るものは広くないんだということですよ。

今おっしゃったようにグレーゾーンですね。それは議員としての行動なのか、個人の行動だぞというようなところになってくると、それは法的な争いの世界といえますか、条例で切り分けることというのはなかなか難しいかもしれないですね。

高野委員 結論めいた話じゃないんですけれども、区民サイドは何でも知りたい。議会のことも行政のことも知りたい。だけれども、これは区政じゃないよと例えばフェンスができれば区民はわからないので、それがフェンスかというふうに思い込む。そうすると、これは信頼関係の問題で、三者がこういう形で協働しているいろいろな形でこれから取り組もうという形をチャンスをつくらせていただいているわけですから、そのチャンスをお互いが嫌な思いをしない形で共有していきたいというのが区民の言葉だということで、だからただこれを論議していると、多分余り示したくない部分と欲しい部分が多分ぶつかり合うと、これは知る権利でというところが多分またぶつかるのではないかとこのところがちょっと懸念しているんですけれども、だからその部分は本当に今、先生おっしゃったように、グレーゾーンという言葉で余り解決できないんじゃないかと、それをどこまで、個人的なこと以外は出せるという何か確約なんて言うときつい言葉になりますけれども、そういう情報だから共有しようよということのお願いを込めているということも含めていただければと思うんですけれども。

辻山座長 どうですかね。恐らく三者三様のうち、行政のほうの議会のほうのとりあえず直感的には危ないという印象を持たれたはずなんですね。それを含めて、文言としてどうしていくかという、これももう少しいい案が出るかもしれませんので、ちょっときょうの御提案をそのままに記録して、残しておくことにいたしましょう。

この点は大体もういいですか。

それでは、そのほか特に追加するものがなければ、先ほど学ぶ権利はこの知る権利とか、情報の共有というところで、少し潜り込むというか、そういう要素を持たせられそうだとということもございましたが、なお安全で安心に暮らす権利とか、その辺についてのペンディング状態ですので、御検討をお願いしておいて、ぜひともほかの委員たちにそれなら入れようというような、何か説得力ある提案をしていただければというふうに思います。

それでは、時間も何ですから、次に何をしなきゃいけなかったんだっけ。

責務をやらなきゃいけないんですね。

住民の権利についてはやったんだけど、責務というところをやらなければなりません。これは資料2に三者案調整のたたき台が出ていて、網かけになっているのは上3つということであります。

それですけれども、微妙にやはりちょっとニュアンスが違う。それぞれそのほかの責務も掲げてありますが、これはまず相互に、これはどういう意味というようなことで、意見のたたき合わせをやっていただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

私から最初に言って何なんです、区民検討案の中の会議の中の「ともに暮らし」という文言があるんですが、ともに暮らすことを責務としというふうな受けとめていいの、そんなはずはないと思うんですけれども、そう受けとめてしまいそうな文言になっているところが気になるんですね。これはどういうニュアンスなんですかね。仲良く、肩寄せ合って暮らすとか、そういうニュアンスでしょうか。

お願いします。

高野委員 ちょっと忘れちゃいまして、この「ともに暮らし」というのが意外に外国人との一緒に地域で暮らすとか、それを今で言う共生というか、その言葉がちょっとなじまないものですから、だからちょっとやわらかい形で「ともに暮らし」ということで、お互いを尊重しながら地域社会を創出していこうではないか、そう努めましょうよというところをちょっと、いろいろな形で資料を寄せたりなんかしたんですが、最終的には新宿区は外国人の方がかなり国籍を有する方とそうでない方がいて、いろいろな分け方をすると、かなりの現住民の数よりは多いんじゃないかとかという、そういううわさを聞いたり何かしているようなんですけれども、その中でもやはりお互いがここで一緒に暮らしていくという参政権だとか何とかという話も実は出てきて、それに与えるべきかどうかということも検討しましたが、一応そこまでは日本の制度として移民制度がまだはっきりしていない部分もあって、なかなかその辺の部分は区民サイドでかちっという形にはできないということが見えたので、じゃ、やわらかい言葉で入れようというところが趣旨でございました。

辻山座長 それは例えばありていと言うと、1人で生きているんじゃないんだと、外国の方も含めてともに暮らしているんだよということを実感しとか、責務にかけているとすれば、そういうニュアンスで考えるわけね。

そのほかはどうですか。確かに、この網かけのところは何とかすれば一本になるんではなかろうかという事務局のほうの判断だろうと思うのですが。

どうぞ。

野尻委員 行政についてでございますが、「互いの自由と人格を尊重し合い」の中に「みずからの発言と行動に責任を持つ」という、尊重し合うということに入ってくるのではないかなと思います。

それで、参画と協働に当たり、互いの自由と人格を尊重し合うということにもとれます。

それで、みずからの発言と行動に責任を持つことというのは、区民がみずからが発信していくならいざ知らず、行政から言われたくないと思います。私はトラウマがあるんです。かつて行政の方から男性2人と私を比べまして、男性1人は仕事をしている会社にいるサラリーマンです。1人はお店を持っているというふうな、非常に社会とつながっている。私は一介の主婦ではないかと、だから考え方が狭いということをおぼつかれまして、夏休み中悩んだんですよ。

そういうことがありますので、こういうことを言ってもらってしまうと、今度はこちらがまたお互いに言いたくなるんですね。ですから、これはこういうみずからの発言と行動に責任を持つということは、相手の人格を尊重するということですから、尊重するからこういうことになるので、むしろ含んでいまして、これは削ったほうがよろしいのではないかなと思います。

辻山座長 そういう御意見でした。

ただ、ちょっと誤解のないように申し上げておきますけれども、条例はだれの名において権力を持つかということ、実は住民の名において持っているわけです。ですから、命じているとすれば、住民が他の住民に命じているというようなニュアンスなんです。ちょっと高め目線だなと。

野尻委員 それを自分たちで言いたかったんですよ、もし言うなら。区民として、行政から言われなくなかったということだけなんです。

辻山座長 そうか、そういう意味か。

結局はこれは条文の中になくてもいいだろうというのが結論ですね。

藤牧委員 行政のほうからも、これは本当に区役所にいろいろ何か文句言ってくるなよみたいな、そういうような意味合いで言ったんじゃないくて、今おっしゃられたように、お互いの人格を尊重するということのその裏返しというような趣旨で、ちょっと言葉が確かにほかの案と比べると随分ちょっときつい書き方だなという、そういうことは思っております。

辻山座長 これは少しずつ調整案は絞っていかなきゃいけないんですけども、例えばここで出ているのがたしか互いの尊重ということですけども、そういう意味では互いの何を尊重するんだと言われたいためには、自由と人格を尊重し合いというふうにしたらどうかとか、そしてもう一つのキーワードは主権者としてということなんですね。

したがって、その場合には互いの自由と人格を尊重し合い、主権者として良好な地域社会の創出に努めるとか、あるいは自治を担いととか、何かそういうふうにするのかなというような調整案が可能かなという気がしていますが、その場合に主権者といった場合に、区民の定義と整合性があるかということです。つまり外国人住民を主権者というふうに条例の中で言ってしまうかということですね。主権者であるからには、当然その政府を設立し、そして代表者を入れかえる権利を持っていなければいけないだろうと考えるならば、これはちょっと難しいかなと思いますけれども、これは何か議論しましたでしょうか。

高野委員 区民検討会議のほうにおいては、余りここで主権者という討議はほとんどしてないんですね。単純に本当に区民というだけの問題で、そうすると主権者ということになると、またちょっとまた時間がかかっちゃうので、その辺がちょっと難しいかなと考えています。

辻山座長 これはどうですか。へ理屈を言えば、主権者としての権利を尊重するだけではなくて、その人の何か人格とか、個性とかも尊重し合いたいなとかということを見ると、主権者じゃなくてもよいかないかなという感じはいたしますね。

高野委員 主権保護を大分前に議論したから忘れちゃっているというのはいっぱいあるんですけども、区民主権とか主権者、区民は主権者であるとか、そういうことを強調して、しかし主権者としての権利はあなただけが持っているわけじゃないんだよと、相互に尊重するんだというようなことで、多分これを入れていったんだというふう思うんですね。だから、さっきの行政側のほうで言えば、互いの自由と人格を尊重し合いというようなところを多分こういうような意味合いで表現したんじゃないだろうかというようなことを思い出さずですけども。

それと、もう一つ言ったついでに、この前参画と協働については議論したから、これは行政側の区民の責務のここは、これは入れるのか、入れないのかは別にしても、表現は変えなくちゃいけないですね。

辻山座長 そうですね。入れるのであれば、そろえて参加とするとかね。

ただ、これは言おうとしていることは、互いの自由と人格を尊重し合い、良好な地域社会をつくっていくという責務をお互いに負っているんですよというようなニュアンスですよ。大体そんなところでまとまっていくなじゃないかなと思いますが。

どうぞ。

樋口委員 ですから、よく区民主権とか、そういう国民、国民だと私はそういう言い方はするんですけども、今、座長がおっしゃったような厳密な意味でふだん使っていないものですから、最初にこういう例もということで、主権者として良好な地域社会の創出に努めるといのは、私は最初はそれでいいのかなと思ったんですけども、条例となるとそういうことも引かかってくるのかというのが今学んだわけですけども、ですから区民側で言っているようなことは、この文字どおりお互いの自由と人格を尊重してというふうになるのがいいと思いますけれども、まさにそういった良好な地域社会の創出に努めるとい、そういうふうな程度と言っちゃ何ですけども、感じだと思っておりますけれども。

辻山座長 そうですね。

根本委員 これはもう一つさっき行政のところで言われたくないという、みずからの発言と行動に責任を持つというのは、議会のほうはここには入っていないんですけれども、自己決定、自己責任というこれはうちから言うべきことじゃないよなと議論しながら、こういうのを出したんですけれども、似たようなことを言うてはいるんですよ。だから、粗編はだれが言うかという話じゃなくて、ここで一方じゃ自立した区民としての尊重されなければいけないということと同時に、共同体としてそういうところはどうするんだという、相手の人格なり何なりをどうやって尊重していくかということなんかはどう考えるのかというのは、あなた方に言われたくないという話とは別に、議論していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

辻山座長 どうぞ。

樋口委員 そうなりますと、ここは区民の責務、そうするとあと行政の責務とか、議会、議員の責務とか、そういうところにもみんなみずからの発言と行動に責任を持つことというのが入ることですよ。ですから、そこは何かちょっとそこまで言わなくてもいいのかなと思いますけれども。

辻山座長 どうぞ。

野尻委員 お互いの人格を尊重し合うという中に、すべてこのみずからの発言と行動に責任を持つということは含まれると思うのですよ。尊重するということは、本当に一人一人がこういうことを自分で責任を持っていかないと、なかなか尊重できないと言ったらおかしいですけれども、何か同じことを言っていると思いますよ。

辻山座長 確かに、自分の発言や行動に責任を持たないことをやられると、相手を踏みにじってまますよね。それはそうなりますよね。

そうしますと、今を入れるかどうかというのは、また後で行政、議会のところで復活折衝してもいいとは思いますが、どうなんでしょうか。区民の責務で行政の案の基本理念に基づく地域社会の実現に向けて、将来世代にも配慮して取り組むということですね。このことを上の網かけのところの中に一緒に論じていくという可能性はありますでしょうか。

藤牧委員 良好な地域社会の創出というのは、まさにそのとおりだと思いますので、ただここで将来世代にもという言い方をあえてしたのは、何か現世の今いる人たちだけが利益だけを考えて、これから先々の新宿区の発展だとか、そういうことも良好な社会という創出の中には、含んでおいていたほうがいいんじゃないかなと、そういう意味なんです。

前段は本当に良好な地域社会というところに、そういう趣旨が入れば、基本理念に基づくというか、そこはあえて基本理念、どういうふうになるかがちょっとわかりませんが、どちらかという、ここは今だけじゃなくて、将来も考えて、良好な地域社会をつくっていきましょうという、そういうニュアンスを入れたかったという、社会の持続可能な社会とか言われているんですね。

辻山座長 だから、工夫としては良好な地域社会の創出の前に、将来に向けてとかという言葉で補うというようなことでも可能かもしれません。

それでは、そこは大体のイメージができて、ざっとイメージだけ申しますと、一つペンディングになっているのは、「ともに暮らし」というところを例えば。

どうぞ、先にお聞きします。

久保委員 「ともに暮らし」なんですけれども、7字の中で漢字が一つなんです、4番目に。これが何となくすとんと落ちない、幼稚な感じがしちゃうんですよ。同じことを言うなら、ともに暮らす者としてとして、お互いにと入っていけばいいんじゃないですか、ともにの前の同じ共同体とか、そういうのは省略されていることとして、ともに暮らすという言葉をとともに暮らす者としてお互いというふうに入ったほうが少しはいいんじゃないかと思えますけれども。

意味はともに暮らす者としては、同じもの、暮らす者同士という意味合いでしょう。だから、「同士」を入れたらかさばり過ぎかな。それ以上は皆さんで推敲されて。

辻山座長 私もちょっとそれについては、例えば区民はこの地にとともに暮らす者としてというよ

うな、補えば全体がちょっと入るかなと、ともに暮らす者として互いの自由と人格を尊重し合い、将来に向けて良好な地域社会の創出に努める。ちょっと詰め込み過ぎかもしれないという気はしますけれども。

どうぞ。

土屋委員 区民でこれを話し合ったときに、ストレートに言うと、外国人はもっと地域のルールを守れと、ごみの出し方をちゃんとすると、そういうふうには本当はお互いにルールを守りという文言があったんですけれども、ルールというのは何なのかと、そういうことになって、それで外国人のことがいろいろ議論されて、結局その「ともに暮らし」でもやもやと落ち着いた形になったんですね。だから、ちょっとともに暮らす者としてとかとなると、こっちで話し合ってきたことと変わるんじゃないかなというような気がするんです。

辻山座長 ただ、「ともに暮らし」というフレーズが責務につなげるには何か架け橋が必要という感じはするんですね。今後ちょっと検討しましょう。急にはすぐ案は出てこないの。

そうしますと、あと2つは議会のほうから提案されている費用負担の責務と事業者の責務というのが提出されていますけれども、これについてはどうでしょうか、ほかの部会の方たち、異論はありませんか。

どうぞ。

あざみ委員 提案した議会の側ですけれども、これは相当前に議論して、このような形でとりあえず落ち着いた。その後また議論をしているんですけれども、2巡目、3巡目の議論のときに、私としては応分のというところで、応分とは税負担の応益とか応能という言い方がありますけれども、どういう意味なのかというのが明確でないということや費用負担、負担じゃなくて費用負担ということが本当に必要なのかという点がちょっと引っかかったという発言は小委員会の中でしております。権利のほうのサービスを受取る権利を有するに対する義務として落とし込む必要があるんじゃないかということで、そういう意味では必要なとも思うんですけれども、表現の仕方が非常にどうなのかなというのは、思っております。

辻山座長 納税というふうには書かなかったのは、優れているとは思いました。納税ということになると、先ほどの排除される人々とかということが出てまいりますし、これは費用ですので、料金負担とか、いろいろなものが含まれているという趣旨なのかもしれませんが、これはどうですか。区民検討会議のほうでは、この手の負担についての議論は出なかった。

高野委員 最初のKJ法の際に、納税、それから受益者負担とか、利用するための負担はしよう、それは出たんですけれども、当然ということで、それからまた納税に関しては必ずしも適切な言葉でないということで、ちょっと外そうということで外しました。

辻山座長 どうでしょうかね。確かに、考えようによっては改めて基本条例の中で納税の義務はありますよと宣言し直すという意味があるのかということも、確かになるほどと思いましたが、これはいいですかというのは、要するに落とすことでいいですかと、落とす方向で検討するというにいたしましょうかね。

どうぞ。

木全委員 行政の中でも、費用負担というのは当然例えば情報を知るためにもコピーを1枚取ればそれなりのお金がかかりますし、人によっては500枚、600枚というような行政資料を要求されるような方もいらっしゃる中、そういったことに対して、そういった費用を負担していただくというのは、税ということだけでなく、必要なんじゃないかという議論もありましたけれども、一方で公共サービスについて、区民の権利の中で行政はうたっていないわけで、それと相対する形で、それについての費用負担については、特に書かないでもいいんじゃないか。要するに、ペアで考えて、両方当然の権利として、区民の権利として、公共サービスを受ける権利があるんだとすれば、それについて応分の費用負担を求めるだけを書くのもおかしいねということで、行政のほうは落としてきた部分がありますので、そういった視点からの御検討もちょっとしていただければというふうには思いますけれども。

辻山座長 私も結構これはほかの条例では、はやりで、よく入れられているんですけれども、気

になっているのは、それを住民の責務とすると、時々政策的にここはいいやという、要するにただにしましちゃうというときに、責務をちゃんと取ってないじゃないかというようなへ理屈が出てくる可能性はあるなど、ちゃんと全部とれみたいなことになりかねないなどというのはあるんですが、もっともこれ自身条例の中で読んだ人がちょっとどきっとするという側面もありますし、ただ行政のサイドでそういう御検討されたということは、大変貴重だったと思います。一般的にはこれは入れておいてもらわないと、ただ乗りばかりじゃないかみたいな不安もありましようから。

じゃ、そういうことで一応文言としてはこういう形で載せないという方向で詰めていくということにいたします。

事業者は、これはどういたしますか。もしこれは事業者を入れるとなると、これは区民等の責務というようなことに、つまりタイトルも変えなきゃいけないことになりませんが、そもそも区民になる。なってますね。

根本委員 この辺は今流動的なんです。何巡目かするとどんどん、どんどん変わっていく。これはあざみさん、ずっと主張している。

あざみ委員 主張じゃなくて、だから最初は分けてたんですよ。区民と事業者等ということで分けていて、その後区民に事業者を入れたと。なので、区民の責務にこれが入ってしまったんですけども、入っても入らなくても、事業者は私はそもそも区民と同列に、住民と同列に入れるべきではないということは思いますし、住民の責務と事業者の責務は違うと思いますので、住民はそこにいて、働いている人、学んでいる人もそこに妙な話、たまたまそこに場所があって、そこに来ている。ではなくて、事業者はそこを選んで、そこで事業活動を行っているという点での違いがあると思うんですね。

地域社会と協調しというのは、上の網かけの中と似たような部分ではありますけれども、区の発展に寄与するよう努めるところは、逆に住民やそういう方たちにそこまで求めるものでもないと思います。だから、事業活動もしつつ、でもそこにいてその自治体にきちんと貢献するようにやってほしいということをお入れたいなと思って、主張しました。

辻山座長 これはどうでしょうか。どうぞ。

野尻委員 上のほうの区民の定義をごらんいただきますと、区民の中には事業者が入ってませんので、また再度検討するときに事業者は入るかどうかわかりませんが、今の段階では区民の責務というところにこういうふう置かれますと、ちょっと違和感がありますね。

辻山座長 なるほど、提案されている議会の中では帳尻が合っているんですね、議会の案は入れていますので。そのことも検討して。どうぞ。

高野委員 今の話と全く違うんですが、事業者、それからいわゆるNPOとか、これからいろいろな形でどういう形で協力してもらおうとか、どういう形で参加してもらおうとか、その辺のところはまだ話し合いができていませんから、そのの意味合いも含めると、意外にここで入れるか入れないかというより、この内容に関してはちょっと仮置きという形でしていただけたらいいかなと感じます。

辻山座長 そうですね。どうぞ。

根本委員 ここでやるか、どこで議論するかは別にして、NPOとか、団体と事業者というときに、この新宿区で言うと八十数万人の昼間人口で、相当な事業者が事業活動をやっているわけですよ。

目立つのはいっぱい出てくるんですけども、いろいろ犯罪にかかわっている事業所というのは結構多いんですね。高田馬場に何とか事務所があったとか、L&Gだ、新宿5丁目にどんとびっくりするような話になってくるでしょう。そうすると、自治体としてというか、共同体としてのこの新宿の中で事業活動をしている方々に、新宿でこの自治体でここで活動しているんですよという自覚はぜひ持ってほしいということの議論はあったわけですよ。

だから、多分NPOの皆さんとか何とかということ言えば、みんなそういうことを考えてないか、考えているかは別にして、そういうことを基盤としてやっているんだけど、事業所については、結構いろいろな事業所があるということがあって、こういうことも入れ込んだんだということも頭の中に入れておいて、この後議論していただければと思いますね。

辻山座長 今の話もあり、それからその前に提案されたNPOなどの活動団体との関係なども含めて、一緒に規定できるものなのかどうかというようなこともありますので、まとめてこの問題を先送るというふうにいたしましょう。

何かだんだん鳩山さんみたくなってきたけれども、それでは今までの区民の責務というところで、全く角度を変えて、こういう責務も書いておいたほうがいいんじゃないかということが思いつかれておられましたら、この場でちょっと挙げていただいて、それも含めて今後の検討課題にするということにいたしますけれども、どうですか。

よろしいですか。

それでは、引き続き区分A、条例の基本的考え方、つまり総則のところについて、三者案調整たたき台が出ておりますので、資料3が出ておりますので、ここを少し議論していただきましょう。

区分としては、これは目的と、これは何かと、この条例の目的ということでしょうかね。ということと、基本理念、基本原則というようなことに分かれておりますので、最初に目的のところを一応網かかっている、おおむねまとまりそうだというニュアンスでしょうか、出されておりますので、ここについて相互にまず御質問、御意見があればお伺いいたしましょう。

どなたからでもどうぞ。

藤牧委員 専門部会ですけれども、資料1に、当初資料1の、失礼しました。ちょっと後先になってしまいうんですが、この区分Aのところ、資料1の行政という欄の目的のところをのぞいていただきたいんですが、当初は(1)、(2)、(3)とあって、(1)から(3)をもって、丸々な都市、地域社会を実現することを目的とするというような、非常に屋上屋を重ねるような目的になっていましたので、これはその後議論して、ここは削除をさせていただきたいということでございます。

それから、あと……。

久保委員 1から3までのところだけかい。

藤牧委員 1から3、下線部分を削除ということで、それが今の資料3のところに反映されているということです。

それと、あともう1カ所、基本理念、基本原則のところ、(4)の区政運営というところで、区政運営の原則というところで、情報の共有を初め、
、
、
とあるんですが、このところが前回まで「現場、現実を重視する」というような、そういう趣旨の記載になっていましたが、もうちょっとは意味を正確にしたほうがいいだろうということで相当議論して、多様性の尊重というような原則を掲げさせていただいております。この2カ所が修正をしておりますので、今議論の俎上になっております資料3は、それらが反映されたものとして掲載してございます。

辻山座長 はい、わかりました。

これは、しかしいづれやらなきやいけいけませんけれども、それぞれ目的はいいとして、理念、基本原則とか、原則とだけ入れている人もいますし、これは何なんだろうかということを一度議論しておかなきゃいけなくて、わかりやすいのは、理念というのは多分自治の理念なんだろうというようなニュアンスはありますね。

問題は基本原則というのは、区政運営の恐らくは基本原則ということなのでしょう。区民生活の基本原則を掲げてあるわけではないので、何かそのようなことのあらあらの合意がなければ、例えば行政案では最初に自治の理念みたいなものが1で書かれていて、最後4のところでは区政運営の基本原則というふうなことが書かれていて、それらが基本理念、基本原則としてくられて、述べられているということになってはいますが、この辺の整理も今後考えていかなきゃいけないという気はしています。

どうぞ。

久保委員 理念と原則については、最初のころさんざん議会は論議して、それで理念とは何ぞや、原則とは何ぞやという定義を議会でつくったものがあるんですけども、委員長が副委員長はちゃんと書いているので、それを紹介していただくと、参考になるんじゃないですか。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 今の久保委員のお話の続きですけども、きょうの資料の1に真ん中に議会というのがあります、中段以降に理念、原則が書いてあります。それで、 からそれぞれ まで書いてありますけれども、その上のほうに基本的な考え方、理念とは何ぞや、原則とは何ぞやという、それが書いてありますので、要するにそういうくり方をしたということです。

辻山座長 これは目指すべき方法というのが区民が、あるいは区の政府が、人類が、人類とも読めないことはないんですけどもというようなことを厳密に考えると、何だろうか。少なくとも私がさっき言ったように、自治の理念ということになると、少しあれが視野がこっちのほうの広いですよ。

根本委員 我々のほうの理念のところというのは、ひょっとしたら区民案で言うと、これから議論になる外国人とか、いろいろ書いてありましたよね、平和とか。あそこのところは議論になって、かみ合ってくるのかなと思っているから、ずっとしばらく置いてあるんですけども、それでないと、多分我々から言うと、区民のほうも行政に対しても、そういう方向性は一体区民としてどういう方向をもって我々はこの自治を担っていくのかということ、この辺はどうなのか、そこがないなというのはずっと思っているんですけども、多分その一番最後のところで区民案として出てくるんじゃないかなと思っているんですけども。

辻山座長 そうすると、今ここで細かく詰めてもしようがないといいたいでしょうか、ということになりますでしょうか。区民検討会議のほうの検討予定といいたいでしょうか、最初に出された案は確かにございましたね。それは、しかし順番から言うともう少し先の議論になると考えていいですね。

そうすると、これは残しておかなきゃいけないのかなという気がいたしますが、せめてその議論を区民検討会議の議論を支える意味でも、ここで言っている基本理念、あるいは理念、原則、基本原則というのはそれぞれ何なんだということについての緩やかな合意があったほうがいいだろうなというふうに思っております、原則は先ほどの御説明でわかりました。理念を具体化する政策、施策、中には制度なんかもあるかもしれませんが、そういうものかなということで、問題はこの理念と掲げているのは、どういうものとして中身を構成していこうか、何かいい案がありますか。

どうぞ。

久保委員 日本国憲法のかわりになって表現したようなものだと思っておりますけれども、新宿区という政府の憲法だと考えていますから、日本国憲法の前文がありますけれども、日本国憲法が前文でうたっていることがここでの新宿区憲法である自治基本条例の前文でこれを目指すんだと高らかにうたい上げたいという高揚した気持ちでありまして。

辻山座長 そういうことになると、主語は憲法にならえば我々区民はということですね。

区民が目指すもの、なるほど。市民主権、人権の尊重、恒久平和、地球環境の保全、国際性、そうですね。どれも違和感はありません。ありがとうございました。そういう理解でよろしいですか。

その区民が目指すものを具体化するために、市民主権のもとに政府を動かしていくと、こういう組み立てになるということですね。

そういうことで、これはちょっと予定が狂いましたけれども、区民検討会議のほうでの検討にあわせて、最終段階でここを、最初にやらなくてもいろいろなことをやった上で、それを理念として最後にまとめ上げるということでも考えられますので、理念のところは理念と基本原則のところはちょっと置いておくということにいたしましょう。ただし、目的は入れるでしょう。この条例の目的、どうでしょうかね。三者見ていただいて。

高野委員 区民検討会議のほうにおいては、理念（原則）という形で書き記しているわけですね。この時点においては、実は基本理念と基本原則をつくるべきだということで、2回の会議をキャ

リーオーバーしたような、そういうふうなちょっと討議をしております。だから、今ここには括弧づけでやっておりますのは、やはりさっき座長からの御指摘があったように、基本理念と基本原則って何ぞやというところは、討議して確たるものをつくっていかないと、この辺のところは変わってこないというふうに考えております。

辻山座長　そうですね。
どうぞ。

野尻委員　区民検討会議のほうでは、人権の尊重とか恒久平和とか、また地球環境、そういう事柄については、前文のほうにいくんであると、ただ前文はすべて終わってから作りましょねということになっていまして、ですから憲法の前文のようなこちらは自治基本条例の前文に起きたいというような意見があります。

辻山座長　なるほど、それは十分に考慮されるでしょうね。最終的には、やはり条文の理念なり基本原則のところを書いていくものと、前文へ持ち上げていくものと分けていかなきゃいけないでしょうね。そういう予感はずかしくしております。

そしたら、確かにこれはどうでしょう、目的のところ特に御意見がなければ、下の基本理念、基本原則のところと同様に、少し最終段階に送っていくということを考えざるを得ませんが、いいですか。

では、そういうこといしましょう。

そうしますと、一応三者案の協議というのはこれで終わりということになります。

そこで、そうか、条例の位置づけというのをやってないんだ。それはどこですか、一番下ですね。

資料1の一番下、資料3の2ページ目ということですね。

これは単純に言って、位置づけということは最高規範性をどのように表現するかということにほぼ固まっているようです。ただ、そうですね、行政のほうも2をつけて、最高規範の意味を少し詳細に書いていると、こういうことですね。

久保委員　一番問題になったのは、区民から言われた担保性をどうするかというところが最初に議論にここになったんじゃないですか。最高性を担保する仕組みということを議論しなきゃいけないんじゃないかというのが最初にあったはずなんですけれども、この言葉ではなっているはずで

辻山座長　最高性を担保する方法、例えばどんなことが想定されていたんだろうと。

久保委員　区民のほうは改正手続だよな。

辻山座長　どうぞ。

山田委員　最高規範性を担保するというのを制定時にこの条例の中に盛り込むというのは、私はなかなか大変だというふうに思うんですが、盛り込めればそれは一番いいなというふうに思うんですけれども、自治基本条例が一般区民の中に必ずしもなじみがない、そういう状況の中で、例えば住民投票をやるだとか、あるいは議会で3分の2以上の賛成が得るとか、そういういろいろな条件をつくるというのは、私は好ましいというふうには思いますけれども、なかなか大変だろうなというふうに思います。したがって、通常の条例と同じような形で可決をする、制定をして、そして例えばそこで一定の条件つけ、5年後にはどうするだとか、3年後にはどうするとか、そういうことにならざるを得ないんじゃないかというふうに私は思っています。

辻山座長　なるほど、そうですね。これは議論しましたですね。これは逆に言えば、この基本条例のまさに基本的な性格にかかわっていて、そう簡単に改正するものじゃないんだよという今の日本国憲法型の硬性憲法と言われてはいますかね。というような区長や区議会がかわるたびにどんどん、どんどん変えるようなものじゃまずいぞという意見もありますし、時代の変化にあわせて見直していく。見直したものは果敢に改正していくというようなことも必要だという意見もあります。

そういう意味では、今その両者の間をとって、制定、改正に当たっては通常議決のやり方でい

いではないか、ただしこれを見直していくために、3年なり5年という期限を切って、必ずそこで一度見直すというような規定を入れたらどうかという御提案でございました。

これはどうですか。区民検討会議のほうで、制定に住民投票をとかというような声が強く出ているとか、そんなことはない。

高野委員 まだ完結はしてないんですけれども、討議はしております。ただ、今御指摘のとおり、そこで住民投票という言葉はワードとしては出ていたんですが、その実際どういうところまで盛り込んでいくのか、単に住民投票ができるだけじゃいけないから、じゃ、その要件を少しずつ決めていこうということで、今そこでちょっと時間を費やしております。

辻山座長 この条例自身を住民投票にかけるという議論もそこで含まれておりますか。

高野委員 その件なんです、その部分はいろいろな話が出ておりますので、だから実際ここで今特に印象的に、本当に最高規範なのかというところを問いただそうというところは、みんなの総意ではあったんですけれども、そこで住民投票というところは、ここではちょっと余り触れてないわけじゃないんですけれども、総意としては余り出てこなかったという状況ですね。

辻山座長 確かに、最高規範だよというふうに、最高規範性を担保するのは何かといえば、区民、議会、行政がそれぞれこれを最高規範として扱うということではなくて、規則をつくったり、条例をつくったり、改正したりするときに、この基本条例に違反しないような努力をするというようなことでしかなくて、これは争えるだろうかという議論がちょっとあるんですけれども、基本条例違反という形であるんですけれども、ちょっと現実的な議論じゃないかなと、そういう段階のようですね。

あとは、だから行政の案のように、今申し上げた守るべき態度といいたいまいしょうか、他の条例、規則等の制定、改正、廃止に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、この条例との整合性を図らなければならないということは、言ってみれば最高規範だから当たり前のことで、確認的に入れているという性質だと思いますけれども、そのような手厚い規定をするか、それとも最高規範だよということでもいいかと、これだけ腹をくくればここは済むかなというふうに思っているんですが、いかがですか。

樋口委員 区民のほうでは、この資料1の横長の下の部分で米印で「最高性を担保する仕組み（改正手続きなど）が必要」とか、「既存の条例の見直しについて検討する」というふうなことがちょっと留意事項みたいな形でついてはいるということで、いわゆる文章としてはこの上の2行、この資料3の区民というところのあれですけれども、内容的には今の行政の専門部会のほうのことも話し合われていたということですよ。

辻山座長 それは例えば条例の見直しじゃなかった、この条例の改正手続などについては、恐らく最終条文のちょっと前あたりのところで、先ほど提案されたような何年で見直すとかが、その間に例えば区民の委員会をつくって監視していくとか、そういうようなアイデアが多分出てきて、そこで扱われることになりそうですね。

どうぞ。

久保委員 座長が最後に言われたとおり、それと当面ほか担保というのは、うちの山田副委員長が言われたとおり、現在のところは抽象的で、区民の意識の中にこそ担保があるということで、今ここでは座長が最後に言われたこれが最高規範なんだというふうに決めておけば、あといいんじゃないでしょうか。

辻山座長 ありがとうございます。

あと残っているのは、目的の条文のところ一括してやっちゃうかという手もあるんですね。これはわざわざ最高規範のために1条起こすかどうか。冒頭にこの条例は新宿区における最高規範であって、何々を定めているというふうに目的のところ一括化するか、そのことをちょっと含みとして残しておいて、目的のところでももう一回復活させて議論するということにしたらどうかと思います。

それでは、一応ここについてはそういう方向性で整理するということがよろしいかと思えます。さて、あとは大きなくりのFですか、地域自治、あるいは地域の基盤ということについて、

この基本条例の中では、当初から一つの目玉というふうに理解されてきたような発言が多くございました。

ということで、この地域自治、あるいは地域の基盤ということについての検討状況といたしまし
ょうか、そういったことについて、それぞれから御報告を受けて、今後の議論の参考にさせていただくというふうにしたいと思います。

区民のほうからお願いいたします。

高野委員 共通では地域自治ということになって、区民のほうにおいては地域の基盤というふうな項目立てしております。それにつきましては、12月17日に開催されまして、その中で現状では地区協議会から推薦で参加している2人の委員から地区協議会の現況などについて報告を受けるとともに、設立の経緯についても事務局からの報告を受けたところです。

具体的な検討は今後ということになりますが、区民が一番検討を重ねたい事項なので、時間を費やさざるを得ないだろうというのを予想しています。

それから、きょう以降、12月25日開催される区民検討会議で、何が何でもワークショップを先にやろうということまで一応話し合いをしまして、その議論を踏まえて、1月6日に区民検討会議の運営会を開きまして、まだお正月なんですけど、出まして、そこで少し論点整理をして、1月21日の次々回の区民検討会議で改めて検討を行う予定です。したがって、だから次回の検討連絡会議においての1月14日の検討連絡会議においては、区民検討会議のほうのどのような論点で論議されているかを報告はさせていただけると思うんですが、案としての提示はもう少し先になるやもしれないので、すみません。そんなことでひとつ御容赦ください。

辻山座長 ということですが、区民委員の方、言っておかなきゃとか補足ございましたら、経過ですから、今のはね。

よろしいでしょうか。

じゃ、議会のほうからどうぞ。

根本委員 今、地域自治について、地区内分権ということで、どんな文言だったのかということで、今資料がどこにいったかと思ってやっているんですけども、2行書いてあるんですね。

それで、地区内分権を進めるといふこととそのために地域協議会、あるいは地区協議会という言葉だったでしょうか、設置するといふ文章といふか、そのことは一致しているんですけども、きょうもちょうど区民検討会議の皆さんと同じで、もっと現存している地区協議会の結成の経過だとか、それから現状だとか、2行入っていますよね。それから、組織自体も今の任意団体でいいのかとかということも含めて、かなり議論した上で、この件については議論していかなくちゃいけないなというところで終わってしまっていて、私たちも1月14日、次回の三者検討連絡会議までには、もう一回詰めた議論をしてみようというところです。

辻山座長 そんなところでいいですか、ほかの議員の方。

じゃ、行政のほうはどうでしょう。

藤牧委員 専門部会もこの間いろいろ議論をしているんですが、この地域の自治というところま
え方で、先行しているいろいろな自治基本条例だとか、そういうのを少し参考に議論したんですが、大体この3つぐらいに分かれるのかなという感じです。1つは住民サイドが住民自治を実現して
いく1つの手段として、そういう協議組織を設けていくとか、既存のそういう町会やそういうところを中心にやっていくとかという、そういう主語が住民はというような主語で始まるような規定の仕方をしているというパターンが1つ。

それから、2つ目は先ほど御披露があったように、自治体内の分権というような視点で、どちらかといふと自治法で言うところの地域自治区を想定しているような、そういうような規定の仕方、これは同じく首長はとか、そういうような主語で始まるわけでありませう。

もう一つは、同じく首長はとか区長はとかというような言い方で、地域自治区という観点とは別個に、地域のそういう住民組織を追認するような形であったり、また新たに編成するとかとい
うような、そういう3つぐらいのパターンがあるのかなということで、新宿区としては、地区協議会といふ、これはこのままといふことかどうかといふのは、また今後の議論になるんですが、何らかの形で自治基本条例の中にそういう住民自治の仕組み、あるいは地域自治の仕組みとい
うようなものを位置づけていきますというようなことも、この間議会の御質問などでもお答えして
いますので、それは何らかの形で位置づける必要があるだろうなと。

これは、やはり地域の区民の皆さん方がどういうふうに変えるかというところに本当に尽きるということで、どちらかという専門部会のほうは、幾つかのパターンにちょっと分類した中で、今その地区協議会、あるいは地区協議会以外の地域を構成する、そういう団体だとか、そういうところの関係がそれぞれどんなふうな御意見を持たれているのかというあたりを真摯にお伺いして、基本的には区民検討会議なりで御議論いただいて、ある意味その結論をもって条例の中に位置づけるみたいな、ちょっと変な言い方なんですけれども、これはなかなか行政のほうからこうしましょう、ああしましょうとなかなか言いだしにくい部分もございますので、そんなようなまだ条文みたいなたたき台のようなものというのは、まだできてないんですけれども、そんなような議論をいろいろしているところです。

辻山座長 ありがとうございます。

確かに、御指摘のような3パターンぐらいありそうだなというふうに私も思いますね。

問題なのは、その中で住民たちが地域で自治をしていくということと議会のほうから出されている分権というキーワードのことなんです。だから、議会がみずから分権というふうにおっしゃっているのは、私も前にも高く評価するというふうに言いましたが、決定の分散ということを含むということになって、そんなことを住民の側は求めていないかもしれない、そんな重た苦しいものを持ってくるなど言うかもしれないし、確かにそこら辺も含めて、少し議論を煮詰めていただいて、それは注目、注視していこうということのようでございますので、十分な議論をお願いしたいなと思いますね。

これは、条例にあるものを書き込むとなれば、ある種の組織とか団体のような、町内会とか町連でも何でもいいんですが、そういったものに対して公権力がお墨つきを与えるという側面がありますので、相当合意形成に達するには時間と長い議論が必要なような気がしております。

もちろん全国見渡してみると、今はコミュニティブームでございます、例えば今はコミュニティネットワークじゃなくて、コミュニティプラットフォームというような言い方を、町会から、NPOから、それから子どもによい本を読ませる会から、何から、みんなプラットフォームに乗って、そこは新しい単位として運営していこうと、そこにはもちろん行政の側から相当程度の自主的な財源も与えていくというようなことも検討されているようでございますけれども、いずれにしてもそれは一種、お上が切り分けていくという側面がやっぱりあるんですね。だから、そういうふうにしてお上が一方的に切り分けたところは、予算はつくけれども、活動はどうももう一つとか、そこに住んでいる人たちが自発的に取り組めるという、そういう条件をどうつくるかというようなことが結構大変だなと思っております、大変皆さんの今後の御議論に注目をしていくということだけお伝えしておこうと思っておりますが、議会の方から何かございますか。

どうぞ。

久保委員 行政の代表の言われた、例えば自治法に基づく自治区については、例えば10地区協議会と同じような考え方で、意見である10を基本にやると考えているものかどうか、例えばその場合に住民しか入れないわけですから、31万住民しか入れないわけですから限界がある。そういういろいろな議論をした上で、最終的に本格的に今度からうちはやることになったんです。委員長の言われたように、来年の14日から。そこに出してませんけれども、1つの試案が出ているんです。新宿区は3行政区が合体した区ですから、淀橋と四ッ谷と牛込という、そういうのを淀橋を2つに割っちゃうなりして4つぐらいとか、そういう大きな程度の自治区にしないと、名前だけの地方自治、自治というのではなくて、地区分権という分権とはっきりしたら、今のような10カ所でもいいのかという意見が今前にやったけれども、まだこれからやらなきゃいけないというのが議会の状況です。

でいいんですよ。これからそういうことも含めてやらなきゃいけないと。

辻山座長 それはあれでしょう、藤牧さん、いろいろ見ていただいて、何地区をつくりますとかというところまで例えば基本条例で踏み込んでいるものは、ほとんどないでしょう。

藤牧委員 地区数を入れたというのはないですね。「一定の区域を定め」とか、そういうような言い方をしている。「区域、区分を定め」とか、そのような言い方をしていますね。

辻山座長 どういう単位なのかを模索すると、住民同士で模索してというようなことなんですよ。なかなか難しいところでもありますけれども、ぜひともそれぞれのお立場から議論を煮詰めていただきたいというふうに思います。

御紹介ありましたように、これについて具体的に書き込んでいる基本条例というのは、まだないものですから、何となく地域での活動を支援するとか、そんなタイプのものが多いようですので、中にはこの間制定された自治体の名前は忘れまされたけれども、住民は地域の自治活動に積極的に参加しなければならないという義務づけをしたというので、ちょっと大騒ぎになっているところもあるようですけれども、やはり理念のところでも掲げられたように、自由と人格を尊重するというのを考えると、なかなか住民は地域にちゃんと参加しなきゃだめだよというような、そういうトーンにはなりにくいということを私も実は考えておりました、そんなことも含めて、きっと議論は大変だろうなと思えますが。

根本委員 今、久保委員のほうから、そこまで具体的に踏み込んだ話になったからあれなんですけれども、自治基本条例の中でそこまで書き込むとか、そういうことで考えているというわけではないんですよ。現に10地区協議会が存在して、町会連合会もあって、並行して地域組織として進んできている中で、一般論だけで我々が書き込むことはできないんじゃないかと。

だから、どこまで議論が調査できるかはわからないけれども、とにかく可能な限り議論をした上で、地区内分権だとか、地域組織をつくっていくということについて、文章としてはそういうことかもしれないけれども、可能な限りそこは深めていこうということだろうというふうに思いますね。そこに何か例えば従来の組織を基盤としてというふうを書くのか、あるいは歴史的な、文化的なそのものを基盤としてだとかという、何になるかわからないけれども、数だとか何かまで書き込むということは、ちょっとできないだろうというふうに思うんですね。

辻山座長 そうかもしれませんね。
どうぞ。

野尻委員 地区協議会のそれぞれの地区協議会の中に本当に議論百出で、もともとの既存団体の町連とか地域センターとか、いろいろある中で、地区協議会だけが基本構想のほうで自治基本条例の中に位置づけるということがうたわれて、提案でしょうか、それを信じてやまない方なんかは、本当に楽しみといいますか、それだけが生きがいに活動しているという方もいらっしゃいますし、本当に地元の町連の方々とぶつかっているところは、とても自分たちだけが入ったら、これはまずいと、ですからもっともっと大きな地域の自治組織を欲しいと、本当にいろいろな考えの方がいらっしゃいますので、これは十分に議論を戦わせないと、非常に大変なことになるかと思えます。

高野委員 この自治組織に関しては、大きなポイントがまず地域でだれが担うのかという、どの団体が担うのかということから始まります。その次に対して、双方の区民代表の中でも、公募と地区協議会と町連とNPOが入っています。その代表の人たちが出てきてます。その立場を考慮しながら、検討していかなきゃいけない。それがまずだれがやるのか。

じゃ、どういうふうにするのか。現状を見たら、どここの団体はこうだということの恐らくなじり合いまでいきませんけれども、要らないとか、それから地域が何やっているんだとかということの誹謗中傷というのがかなり錯綜するだろうということを予想しています。

それで、最終的には本当に地域を今10に分かれています。これは恐縮なんですけど、行政がお決めになった地域でございます。地域の町連あたりは、昔の分割でいいんじゃないかという言い方をして、先ほど議員の方からお話があったように、プラスアルファという話もありましたが、そういう分け方も1つだと。ならば、今つくっている箱のセンター、地域センターをどうするのかという話がまた出てきています。

そうすると、現状の地区協議会とコミュニティのいわゆるセンターの運営委員会のこの話し合いはどうするのかと、それに群がる諸団体はどうするのかというところの整理をするだけでかなりの時間がかかってくると、それはまず10地区の問題。

それから、今度いわゆる自治組織として例えば担うような部分があった。そうすると、行政からどのくらいの支援があって、それでどういう形の権限をもらって、議会のほうから出ている都市内分権というのが具体的にどういうふうな都市内分権なのかというのが明確でない限り、この話は先に進めないというふうに危惧しています。だから、時間がかかるというのがそのちょっと論理的にすみません、こじつけておりますが、そういうところだと思います。

辻山座長 どうぞ、佐原委員。

佐原委員 今、高野委員と野尻委員のお話の中で、充実して活動している地域もあるし、また温度差のある地区もあるしということ、よく私たちもよく理解しているんですが、基本条例に書き込むのは、それほど詳しいところまで書き込む必要もないと思うし、またそれは例えば関連条例ということで、そこでまた1つ議論をしていかなきゃいけないと思って、我々は基本条例の中に地区協議会をつくるのか、つくらないのか、入れるのか、入れないのかということで、まずやるのかなと。

そのためには、内容にまで立ち入ってやることもかえって議論が難しくなって、進んでいかないんじゃないかというふうに思うので、私は地区協議会を置くことができるのか、そういう中で、また関連条例でしっかりとそれを検討してもらおうということが大事なかなと思うんですが。

辻山座長 どうぞ。

あざみ委員 今、佐原委員からそういうお話があったので、あれですけども、言いますけれども、基本条例にはこの程度というものしか書けないとしても、ただ関連条例をつくることを見通したことを議論しておかないと、関連条例をつくるのがだれなのかというのもありますけれども、丸投げするわけには、責任としてはいかないだらうなと思います。今お二人から出たような、現実にあるそういった議論が既にある。それを私たちはちゃんと受けとめないといけない、これこそ先送りはなかなか難しいだらうなと。

だから、今のような具体的な議論をここにもっと平場に出していただかないと、結論が出せないかなと、区民検討会議のところだけでお任せでもいけないのかなという気はいたしましたけれども、百出というのは、これこそ100あるのであれば、私たちにも100を見せていただかないと、ちょっと空中戦だけの私たちは議論をしちゃっているような気にもなっちゃうので、時間もとらないといけないなと思いますけれども。

辻山座長 大変難しい、佐原委員の御意見ももっともだという気もいたしますね。かえってほじくり返してしまって、にっちもさっちもいかないぞということにもなりかねないし、ただその議論の中心はどうしてもどの団体を中心に、どんなくり方でというようなことになっていくと、御指摘のように、じゃ、議会はどういう権限をその地域組織に分権してくれるんだと、行政はどういう支援のメニューを持っているんだというようなこととのかかわり合いで、またくり方が大きくなったり、小さくなったりもするというので、ちょっとこれはにらめっこのような形になっちゃっているなという気はしますね。

できれば、議会のほうは議会のほうで、例えば今の10なら10というようなことを想定した場合には、これぐらいの決定権限をおろせるじゃないかというような御議論が可能なのかどうか、あるいは行政のほうは既に10の地区協議会を単位にして、いろいろな施策なり支援策をお持ちだと思んですが、それに対してさらなる強化というようなことがあり得るのかどうかとか、そういったこともやっておいていただかないと、こっちの議論も何となく目安がないみたいなことにもなりかねない。

どうぞ。

高野委員 選挙じゃないんですけれども、最後のお願いなんです、先ほど佐原委員から出た、我々は区民から信託を受けていません。信託を受けた区長の補助機関として働く職員もいらっしやると。そうすると、我々に対しては、例えば今回のこの進行管理だとか、例えばでき上がったときに、その委員会だとか、見張り役というか、端的に言えば、そういうことが区民サイドで盛り込まれるのか、あるいは例えばいつもちょっと嫌な気持ちでいるのは、関連の条例で定めればいいではないかというお話が議会から毎度出ます。じゃ、何でその関連ってどういうことなんですかというお聞きしたい部分は本音はあるんですね。

そうすると、その中に今いるメンバーが入る、入らないは別にしても、必ずそういうときに区民とここで三者でやったわけですから、ここで三者でやっていくということができればなというのが最後のお願いでございます。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 私たち小委員会の中でも、意見が一致しないことがあるわけですよ。すごく絶対まともでないだらうと。

しかしながら、この三者検討連絡会議というものがその上にあるんだということで、そこで三

者検討連絡会議、私たち小委員会でなかなかまとまらない問題も三者検討連絡会議の中で、そしてそこで決定を見ようというふうな、私なんかはそこに力点を希望をそこに持たせてもらっているとところもあるんですけども、そういった意味において、私ども小委員会の中では、当然関連条例なんていうところでやるのは、区民委員の方々にとっては、とてもこのところはなるべく基本条例の中に入れたいと、これは当たり前だということは、私たち6人とも認識しております。

こちらでまとまらない、議会案がまとまらないところは、三者検討連絡会議の中で区民委員の方々の意見をこの前のように、参画と参加の場合も私どもは参画、参加でがんがんやったにもかかわらず、検討連絡会議でころっと変わりました、参加のほうにそっとなびいてしまった、こういうものを期待を実はしているんですということを知っておいていただきたいと思います。

辻山座長 どうぞ。

中澤委員 自治基本条例の中で、具体的にどこまで書き込んでいくかというようなところが非常に微妙なところがあるかと思うんですけども、私といたしましては、最終的には地域の方々が本当に自分たちで活動しやすい、課題に取り組みやすい、そういった環境を自治基本条例の中でそういった枠組みをきちんとつくることが一番大切なことなんだろうと思うんですね。

ですから、そういった意味では、この自治基本条例がどういう形でその時々、その時代、時代の背景をもってうまく運用できるかというようなところについて言えば、余り詳細なところまでぎちぎちに固めてしまうということが本当に動きやすい環境づくりになり得るのかどうか、そういったところが非常に重要なポイントだろうと思うんですね。

そういった観点から言いますと、この自治組織のあり方等のところは、自治基本条例の中では枠組みのところをしっかりと書き込む、それ以外のところは別のところで具体的な詳細なところは別のところで決めていくというようなところのその使い分けのところを考えていかないと、ある意味当初はよかった、いいだろうと思ったところが最終的に地域の方々の活動の足を縛りかねないというようなところもあるかと思いますが、そのところで言いますと、自治基本条例、自治組織のあり方のところについて、どこまでを今回の基本条例の中に入れ込むかというようなところについては、皆さんの御意見を十分に出し合って、ほどよいところを見きわめていくべきかなというふうには思います。

辻山座長 世間相場で言うと、地域の自治を行っていくための組織を住民たちが打ち立てることができるといような基本原則とそのような組織の活動に対して、議会や行政は支援を惜しまないと。例えば、議会権限の分権とかいようなこともやっていますと、そこまで書ければ最大級くらいかなということもありますですから、ただその場合には今度はどのようなところにだれがどうやってグループをつくって、地域の自治の組織をつくるかというところは戦国時代になっちゃうということもあるんですね。

そういうときには、多分多くの自治体では何か代表者、いろいろな人を集めて、ここと同じことになるかもしれないけれども、そういう地域自治組織のつくり方についての検討みたいなことを別個にやっているところも結構ありますけれども、それでうまくいけるのか、それとも続々と名乗りを上げてくるのを時間をかけて見守っていくというやり方になるのか、そういったことも基本的なおっしゃったように、基本条例としての構えをはっきりさせておくということが一番大事だし、もしかするとそれが最適かもしれないということも検討しなければなりませんね。

それはどうぞ、どうなんですかね。

久保委員 高野さんがさっき必死な思いで言われたその思いは、聞かないことでこの次にしようかななんて思ったら、誠意がないと、僕はあえてきついことになるかもしれないけれども、これがはっきり言って僕個人の意見ですから、この基本条例は世界で一番立派なものをつくりたいです。そして、それはそれに関連する20ぐらいの条例が3年なり5年なりたってでき上がったときに、本当に世界に冠たる条例だと思えますね。

そして、その関連条例だけを分けて、この皆さんと一緒に条例づくりをやるといったら、多分僕ら6人はいいかもしれんけれども、残りの32名は認めないでしょうね、区長も。そういうものだと思いますよ。20の条例制定権というのが区議会にありますね。区長もそのもとでやっています。だから、20の関連条例だけは別だという論陣をきちっと張って、それをシステム化できるかどうかといったら、本当に高野さんの思いというのはよくわかりますよ。20全部つくって、初めて僕らはみんなで作ったものになるんだから、そこら辺考えたら、そんな簡単にそうだよ、

高野さんが言うんだから何とかしようよと僕なんか思えないことは事実です。

それと、もう一つだけ少なくともできることは、この基本条例の論議の中で、その関連条例をつくるための骨格だけはここできちっと合意するというだけでは何としてもやり抜かなきゃいけないとは思っています。個人の意見です。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 最後に久保さんが言ったことを言おうと思ったんですけども、私は自治基本条例というのは理念条例だというふうに思っているわけですよ。したがって、ここに盛られる条文というのは、どう考えてもそんなに多くはないだろうと。したがって、基本的なことはこの基本条例の中で触れるにしても、より具体的な問題については、関連条例に委託せざるを得ないというふうに思うんですが、しかし皆さんが心配するのはまさにそのとおりだというふうに思うんですが、関連条例に委託をした場合、その関連条例がどうできるかというのは、それはやってみなきゃわからないというんじゃないわけですね。したがって、要するに関連条例についての議論も基本的にはここで十分それなりに時間をかけてやっておくべきだというふうに思います。

それから、関連条例というのは相当あるわけですけども、新宿区はそういう点では非常に先進的なところがあって、結構条文にゆだねる、ほかの関連条例にゆだねる条例というのはあるんですよ。大分あるんですよ。これはほかの自治体に比べて全然遜色はない。これから重要な条例をつくるということになると、地域自治区に関する条例と住民投票に関する条例じゃないかと、そのほかには幾つかあるかと思うんですけども、要するに重要な関連条例ということで、その2つか3つぐらいだろうと。

その重要な2つか3つの条例をつくる時には、これは議会の経験は既にあるんですけども、倫理条例をつくる時に専門家、学識経験者とか公募の委員、それから我々が入って、けんけんがくがくな議論をしながら倫理条例をつくり上げたという経過があるんですよ。だから、その経験を十分生かすべきだということであって、住民投票条例をつくる場合には、議会や、あるいは理事者の皆さんが言うなれば独自の判断でやるということではなくて、第三者を含めていろいろな人が参加をして練り上げていくということが大事だろうし、または地域自治区に関する条例についても、私はそうだというふうに思うんですが、そこをきちんと方向性として確立をしておけば、今の問題というのは乗り越えられない課題ではないんじゃないかというふうに思います。

辻山座長 ということです。もちろん基本条例には、既に議論したように、区政に参加する権利が書き込まれておりますので、その権利を保障させるという大原則をもしかすると議会基本条例と、それから執行部の意思決定過程に関する規則のようなものにきちっと書き込ませるということはあるかもしれませんね。

どうぞ。

野尻委員 今の地域自治の条例の中に落とすときに、地域の自治を担う、先ほど先生がおっしゃられた地域の自治を担う組織を区民はつくれると、そのような形ですと、形としてはよろしいでしょうが、区民の立場に立ちますと、本当に関連条例がどうなるのか、まちが壊れるほどの騒動になると思うんですね。本当にいろいろなことを考えて、ですから最近の例で申し上げますと、文化芸術振興条例でしょうか、基本条例が説明会がございましたけれども、パブリックコメント、大変皆さん関心が薄いんですね。それで、5人だとか、本当に10人集まればいいぐらいで各地区を回られました。

そういう話とは違いまして、本当にこれは20の関連条例の中でも特に私たちにとってもふだんの活動そのものにかかわるようなところがよくよく区民の参加についてはお考えいただきたいと思います。

辻山座長 そうですね。ぜひそのことは肝に銘じていただいて、これは基本条例が制定された後も大事なことですということですよ。

あとはいいですか、そういうことで実は本当に議論待ちということになります。私どもはそちらの議論の様子を聞きながら、基本条例に原則として書いておかなきゃいけないことは何と何かということぐらいは固めていってということにいたしましょう。

それでは、地域自治についてはそのような形で議論を進めていただくということにいたします。

最後に、中間報告会についてという議題が載っておりますが、これは事務局のほうでお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料5をごらんください。

先週の18日、副座長会が開かれまして、その中で大枠概要について話がまとまりまして、それに基づいた案をつくらせていただきました。

開催の概要については、既にこの会議で提示したとおりなんですが、前回の副座長会で周知の仕方ということで、ポスター、チラシの作成ですけれども、ポスターにつきましては区の各施設、それから区設の掲示板に掲示するというのと、チラシについては一応前回の副座長会では議会に300枚、それから区内施設等につきましては1,000枚程度用意したいと考えています。また、地区協、それから地区町連など、1月に開催が予定されているところがございますので、それにあわせて各出張所に必要枚数を確認して、その枚数を各出張所経由で地区町連とか地区協のほうに配布していきたいというふうに考えております。

前回の会議で大まかなタイムスケジュールも出してくださいということでしたので、事務局案として出させていただきました。

まず、冒頭に区長、議長のあいさつをいただくということと、それから司会進行につきましては、区民代表の委員にさせていただくのがよいのではないかという話に副座長会ではなりました。

そして、具体的なこれまでの経過のところなんですけれども、これについても区民代表委員がこの経過について御報告いただくと。また、その際に今ここで撮っているビデオなども活用していきながら、この会議の場が伝わるように皆様にお知らせしていきたいというふうになりました。

また、辻山先生の御講演なんですけれども、おおよそ50分程度で自治基本条例の制定の意義とか、それから他の自治体の取り組みと新宿区の特徴などについて御講演いただきたいと思っています。

その後に質疑・応答ということで20分程度時間をとらせていただきました。

そして、最後に行政のほうからこの自治基本条例制定に向けた今後のスケジュールということで、前回皆様にお配りしたようなものをベースにパワーポイントか、資料として配布するか、その辺はまた今後の議論になりますけれども、そういったものを使いながら、制定に向けたスケジュールを説明していきたいというふうに考えております。

概要につきましては、以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

どうぞ。

久保委員 1時50分から2時30分まで行われる区民代表による経過ですけれども、ビデオが放映されるそうですけれども、ここでは経過に関する資料というのは出るんですか、出ないんですか、ただ口頭で聞くだけなんですか。

事務局 一応前回の副座長会では、紙として出すか、あるいはパワーポイントなどを使って画面表示をしていきながら説明していきたい。紙にするか、配布するかどうかということは、まだ確定しておりません。

久保委員 要望ですけれども、これもこの委員全員の意見ではありません。できたら、紙で出してもらって、なかなか紙で、後で家へ帰って読まなかったら頭へ入りません。紙で出すことによって、ここの40分は20分ぐらいに縮めてもらって、その浮いた20分を質疑・応答に充てなかったら、集まった人たちは嫌になると思います。

以上です。

辻山座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

あざみ委員 私も時間に関しては、今、久保委員がおっしゃったように、20分と40分は逆にするぐらいじゃないと、質疑・応答が20分というのはちょっと余りにも短過ぎると思います。

それから、その後の今後のスケジュールについては、質疑・応答の前にやったほうがいいんじゃないかと思うんですね。質問では、多分必ずこの後今後どうするんですかというのは出そうな質問だと思っただけです。それを前にやっておいたほうがいいではないかと思っただけです。

それで、今後のスケジュールに20分もかける必要もない時間じゃないかな、そんなあらあらでしか決まってないですよ、実際のところ。だから、短くていいと思います。

辻山座長 どうでしょうかね。

どうぞ。

小松委員 私はこのこれまでの経過の説明がビデオもこの中に組み込まれるということですから、そうすると少しそこでも時間がかかるんでしょうし、またそれから区民委員の方々の本当にすごい初めのあたり、私たち議員も傍聴というか、見させてもらってましたけれども、大変ななかなかまとまらない、ああいった御苦労なんかもあったりして、いわゆるさっさと説明ができない部分はあるのかなとは思ってますよ。

どういうふうなこれを組み立て方にするのかということによっては、時間のかかりぐあいがあるかと思うんですけども、これはこの今こういったペーパーだけですから、よくわからないんですけども、どういうふうなお話し合いがなされたのか、この説明をどういうふうにするかということはまだ決まっていんですか、これからですか。

久保委員 ここに前にいる6人の方のうちどなたか1人がやるでしょう。みんながやるんじゃないでしょう。

藤牧委員 副座長会で話した案、まだ決まりということじゃないんですけども、これまでの経過は時系列の年表的な、だからずっと前までさかのぼって、最初は、区民検討会議というのもなかったことなんですけど、余りその辺長々とやってもあれなので、資料を紙にしても構わないんですけども、何月何日にこういう議長と区長が協定を結んでみたいところで、何月から何月にかけて、地域懇談会10カ所こういう形でやりました。少し写真なんかあれば入れて、そういう流れをずっといく。

それをまず一つやって、それでこのぼちの2番目に検討連絡会議での検討経過というのは、ちょうどきょうのある資料のように、こういうような共通の議論があって、最終的に合意ということで、今現在こういうところが盛り込むべき案として合意されてますみたいな、そんなような御紹介というような、そんなイメージで、事前にこれはストーリー立てだとか原稿なんかも副座長会なり三者で確認してという、そういうことは副座長会で話していました。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 ですから、だらだら読むだけじゃなくて、いろいろとおもしろい企画にはできますよね。おもしろい企画にしないことには、幾ら質疑・応答時間を割くといっても、そちらのほうにつながっていかないと思います。ですから、ここの時間というのは内容、企画によりけりだと私は思うんですね。20分縮めたらいいかということ、反対につまらないものになりそうな気もしないでもないんですけども、ですからここでは何とも時間配分にまでは私は言及できないんです。

根本委員 弁解しますと、ここは経過のところは、区民会議の代表をこれは区民代表というのは、区民会議の方でということなんですよね。ですので、ここは区民会議の代表だから高野さんにやってもらわなくちゃいけないよなということなんです。それで、20分から30分という話だったんだよね。40分というのはない、その辺は20分から30分ぐらいにまとめようというのと、辻山先生のは60分、質疑・応答は30分だったんだけど、出てきたらこうなっちゃったということで、大体だから我々で議論したものでいってもらおうと、ちょうど妥当なんじゃないだろうか。

今と同じように、できるだけ退屈しないように、ビデオだとか何かも入れるというのは、そういう意味でわかりやすくして、努力して事前に文書も含めてつくり上げようということなんです。だから、先生のところ50分というのは、僕もこれはあれと思って見たんです。

辻山座長 質疑・応答をもっととらなきゃというのであれば、30分とか40分でも私は。

根本委員 質疑・応答は30分ぐらいかなと。

高野委員 余り時間を割くともったいないので、時間はあくまでも当たりなので、皆さんの御要望がわかったので、これから組みかえますというふうに思います。

それと、あと最後にスケジュールを何で持っていったかということ、先に全部やっちゃおうと、質疑・応答が後になると、さあ、時間がないから、時間がないからと言われるのが嫌だから、だから先に質疑・応答をやって、後にこれがありますのでということで抑える抑止力もあるかなと。それを言ったら終わった帰っちゃうかもしれないから、そういうのをちょっとねらいがあったん

です。

そんなこともあるので、だから先に言うことを言って、あと質疑で、いつも終わっちゃうというのがパターンのようなので、これは今回こんな案が出てきたという状況ですね。だから、20分は多分要らないので、余り説明していて、またそこですみませんというのが出ないように何とかしなきゃいけないんですけども、その辺はまた臨機応変にやっていくと。

辻山座長 だから、次回のときにでももう一回確認的に何か見れるとありがたいですね。

先ほど言いましたように、僕は30分まで譲歩できます。譲歩じゃなくて、労働時間は短いほうがいいということもありますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは、その他になりますけれども、何か議論しておくことはございますか。

なければ、これは次回の持ち方が大変難しくなっておりますが、1つは今の地域自治について、まだオンテーブルされてませんよね、そちらは。きょうの続きでどういったことを基本条例としては書けるのかというようなことについて、少し議論をしなければいけないということと、それから先送りした部分を含めて、御意見があればお伺いをして、もう少し固めていくということになりそうでございます。

以上、ほかに何もなければ、例によって検討連絡会議の事務局から本日のまとめをお願いいたします。

ごめんなさい。

藤牧委員 ちょっと1点よろしいでしょうか。

先ほどのいろいろ中間報告会の御意見をいろいろちょうだいして、ちょっと1月30日と時間があまりないものですから、もしよろしければ細かい時間だとか、企画の細かい部分ですとか、あと例えばポスター、チラシとか、ちょっと今本当にサンプルでこんなようなというような、そういうあたりについて、できますれば例えば副座長会か何かそういう細かい部分については御一任をちょうだいできるとありがたいなとも思ったんですけども。

辻山座長 いかがですか、いいですか。

それでは、そういうことで進めてください。

それでは、きょうのまとめをお願いいたします。

事務局 本日のまとめにつきましては、まず区民の権利につきましては、前回合意しておりましたことにほかに区民検討会議のほうから出ました知る権利、あと区政に関する情報を共有するの文言につきましては、とりあえず文言としては残しておきましょうということと、あと区民の責務につきましては、一番最初の網かけの部分につきましては、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるというようなニュアンスで、ともに暮らすとか、ともに暮らす者としてというような部分については、ペンディングという形で、そのようなニュアンスとしてしていきますという形です。

あと条例の基本的考え方につきましては、まず理念とは何ですかとか、原則とは何ですかと、緩やかな合意が必要ですよということと、あと目的ですとか理念、原則、条例の位置づけにつきましては、これから議論していく中で、いろいろ出てくると思いますが、それらも踏まえながら、今後再度もう一度議論していこうということで、この今回の中ではそういうような形で合意ができてきているということです。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

今のでもいいですか、きょうのまとめでしたが。

じゃ、事務局から次回のお話を。

事務局 次回の開催日について申し上げます。

次回は1月14日、木曜日、6時半から、場所はきょうと同じ第2委員会室のほうで行います。

事務局からは以上です。

辻山座長 きょうは冒頭にも申し上げましたけれども、ことし検討連絡会議としては最後でございます。本当に長い間つき合っていたいただきましてと、やめるわけではないですけども、ありがとうございました。

来年はいよいよ取りまとめの年ということになっておりますので、今よりも一層の御議論を深めていただきながら、着地点を探すという努力もしていかなきゃいけないというふうに思っております。聞くところによると、区民検討会議のほうは年末年始にもスケジュールを組んだということのようでございます。どうぞ風邪を引かないように、また皆さん来年も頑張りましょう。きょうはこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

散会 午後 8時47分